

【修正概要】 令和8年2月20日防災会議

新旧対象表	防災計画	章	節			区分	修正内容	理由・根拠	修正内容に対する意見など	理由・根拠	ご意見に対する対応・回答など
P1	本編 P12	第1章 総則	第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	第2 処理すべき事務又は業務の大綱	7 指定公共機関及び指定地方公共機関	修正	◆関西電力送配電株式会社(奈良支社)⇒関西電力送配電株式会社(奈良本部)へ変更します。 ◆「西日本電信電話株式会社奈良支店」⇒「NTT西日本株式会社奈良支店」へ変更します。	◆組織改正による部署名の変更によるもので、前回(令和7年2月)の防災会議時に修正ができていなかった。 関西電力送配電株式会社(奈良支社)⇒関西電力送配電株式会社(奈良本部) ◆親会社である「NTT」の社名変更に伴い、令和7年7月1日付で「西日本電信電話株式会社」は「NTT西日本株式会社」へ車名変更したため。			
P4	本編 P49	第2章 災害予防計画	第8節 避難行動計画	第3 指定緊急避難場所の指定	3 指定緊急避難場所の必要機能	修正	イ 各施設における収容人員は、有効面積(延床面積から通路やトイレ等特殊室を除いた面積)に対し、1人2㎡以上として算出したものとする。 ◎1人2㎡以上 → 1人3.5㎡に変更。	○令和6年12月、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」など改正が行われ、避難所における生活空間の確保のため、スフィア基準「1人あたり3.5㎡の居住スペース」が追加された。 これを踏まえ、避難所における1人あたりの居住空間(生活空間)について、1人あたりの算出基準(1人2㎡以上から3.5㎡)の見直しを行うものです。			
P4	本編 P117 P118	第3章 災害応急対策計画	第1節 災害応急対策活動計画	第6 非常時の活動体制	3 災害警戒本部体制(5)災害警戒本部体制の組織	変更 追記	○広報物流部、物流班に「市民協働課」を追加。 ○上下水道部の本部員を水道局長→建設部長へ変更。 ○水道総務班を削除。 ○上下水道班を水道局下水道課→建設部下水道課とし、「※建設部と奈良県広域水道企業団宇陀事務所が連携」を追加。 ○上下水道班の正副班長の「①施設課長」を削除。	○宇陀市組織改正されたため、災害警戒体制に係る組織図を変更するものです。 ○また、奈良県と県内26市町村は、水道事業等を連携して共同処理するため、令和6年11月1日、奈良県広域水道企業団が設立されたため、市水道局は奈良県広域水道企業団の構成団体として組織したため。			
P7	本編 P120 P121	第3章 災害応急対策計画	第1節 災害応急対策活動計画	第6 非常時の活動体制	4 災害対策本部体制(4)組織、事務分掌等 宇陀市災害対応組織図(風水害・地震)	変更					
P11	本編 P131	第3章 災害応急対策計画	第2節 気象情報伝達計画	第1 気象情報の種類	1 宇陀市に関する気象注意報・警報	変更	○奈良県の予警報区域区分図の「奈良市」を「奈良市西部」と「奈良市東部」に分割表記します。	○気象庁・奈良地方気象台より、令和6年12月、以下の報道発表されたため変更するものです。 ・奈良市を対象とする土砂災害警戒情報について、同市のよりの確かな防災対応に資するため、令和7年3月13日(木)13時から、その警戒対象地域を「奈良市西部」と「奈良市東部」に分割する。			
P12	本編 P141	第3章 災害応急対策計画	第5節 災害情報の調査・報告計画	第2 被害情報の収集	2 災害情報の収集(4)アマチュア無線による情報収集 ■ 災害情報の収集体制	変更	④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況において、災害情報収集先の市水道局(下水道課を含む)を「奈良県広域水道企業団(市下水道課を含む)」に変更。	○宇陀市組織改正により、災害警戒体制に係る組織図を変更するものです。 ○奈良県と県内26市町村は、水道事業等を連携して共同処理するため、令和6年11月1日、奈良県広域水道企業団が設立されたため、市水道局は奈良県広域水道企業団の構成団体として組織したため。			
P12	本編 P141	第3章 災害応急対策計画	第5節 災害情報の調査・報告計画	第2 被害情報の収集	2 災害情報の収集(4)アマチュア無線による情報収集 ■ 災害情報の収集体制	変更	◆「西日本電信電話株式会社奈良支店」⇒「NTT西日本株式会社奈良支店」へ変更します。	◆親会社である「NTT」の社名変更に伴い、令和7年7月1日付で「西日本電信電話株式会社」は「NTT西日本株式会社」へ車名変更したため。			
P13	本編 P150	第3章 災害応急対策計画	第7節 通信施設運用計画	第4 電気通信設備の利用	1 災害時優先電話の利用	変更	◆「西日本電信電話株式会社奈良支店」⇒「NTT西日本株式会社奈良支店」へ変更します。	◆親会社である「NTT」の社名変更に伴い、令和7年7月1日付で「西日本電信電話株式会社」は「NTT西日本株式会社」へ車名変更したため。			
P13	本編 P191	第3章 災害応急対策計画	第17節 食料、生活必需品の供給計画	第5 食料の供給	1 実施体制	変更	○農林水産省生産局を「農林水産省農産局」へ変更する。	○近畿農政局奈良県拠点地方参事官室より、以下の報告を受けたため、変更するものです。 ・2021年、農林水産省生産局と政策統括官が再編され、農産局が新設された。			
P14	本編 P192	第3章 災害応急対策計画	第17節 食料、生活必需品の供給計画	第5 食料の供給	1 実施体制(4)供給量	変更	○本文「支給する主食は原則として...」災害時における災害救助用米穀等の緊急引渡しは、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」に基づき近畿農政局奈良農政事務所と知事が締結した協定書の定めるところによる。 ※資料編4-3 米穀の買入れ・販売に関する基本要領(抜粋)参照 ⇒「支給する主食は原則として...」災害時における災害救助用米穀等の緊急引渡しは、「米穀の買入れ・販売に関する基本要領」に基づき農林水産省農産局と知事が締結した協定書の定めるところによる。」に変更する。	○近畿農政局奈良県拠点地方参事官室より、以下について報告を受けたため変更するものです。 ・令和7年7月31日「米穀の買入れ・販売に関する基本要領」が改正された。 ・近畿農政局奈良県拠点は、農林水産省設置法令に官署として名称がなく、奈良県に駐在している状態であり、現在、近畿農政局奈良農政事務所は存在しない。			
P15	本編 P231	第3章 災害応急対策計画	第30節 ライフライン施設の応急復旧計画	第4 電気通信施設	1 西日本電信電話株式会社	変更	◆「西日本電信電話株式会社奈良支店」⇒「NTT西日本株式会社奈良支店」へ変更します。	◆親会社である「NTT」の社名変更に伴い、令和7年7月1日付で「西日本電信電話株式会社」は「NTT西日本株式会社」へ車名変更したため。			

新旧対象表	防災計画	章	節		区分	修正内容	理由・根拠			
P16	資料編 P1	1 自然条件・災害履歴等	1-1 気象観測データ		追加	○2024年における「年間降水量」及び「年間降水量の推移」を追加する。	○気象庁ホームページより抜粋。			
P17	資料編 P24	2 市の災害配備体制に関する資料	2-2 防災拠点一覧	(1) 防災中心拠点	変更	○地域防災拠点の「各地域事務所」を「 菟田野地域事務所 」に変更する。	○地震時における住宅・建築物の被害軽減を図り、県民の生命と財産の確保を図るため、既存建築物の耐震化を推進するため奈良県は、令和3年3月に奈良県耐震改修促進計画を策定されています。これによると、災害対策の活動拠点となる庁舎やライフライン拠点等の防災拠点建築物については、耐震性の確保が不可欠であるとされています。			
P17	資料編 P24	2 市の災害配備体制に関する資料	2-2 防災拠点一覧	(5) ボランティア地域拠点	削除	○大宇陀地域：大宇陀地域事務所及び、室生地域：室生地域事務所を 削除 する。	○しかし、本計画における「地域防災拠点」「ボランティア地域拠点」である「大宇陀地域事務所」及び「室生地域事務所」は地震に対する安全性が確認できていないことから、見直す(変更・削除)ものです。	◆ボランティア地域拠点の代替施設について代替施設が協議されているとのことであるが、いつまで行われるのか？		◆「ファミリティマネジメント推進委員会」において、協議・検討されており、この場でお示しすることはできませんが、現時点では、他にボランティア拠点として指定している「宇陀市総合体育館」や「菟田野農林センター」を中心に活動していただくこととなります。 ◆また、大宇陀及び室生地域にボランティア拠点が必要となった場合は、使用可能な公共施設の活用を考えています。
P18	資料編 P26	2 市の災害配備体制に関する資料	2-3 指定緊急避難場所		変更・修正	○大宇陀地域の「のより農村ふれあいの館」を「 宇陀市立学校給食センター(附属棟) 」へ変更する。 ○注) 4)浸水深のコード 1:0.5m未満、 2:0.5m～2.0m未満 → 0.5m～ 3.0m未満に修正 する。 3:2.0m～5.0m未満 → 3.0m～5.0m未満に修正 する。 4:5.0m以上	○令和6年9月に「学校給食センター」が運用開始したこと、令和6年度末をもって「のより農村ふれあいの館」が宇陀市に返還されたことから、「のより農村ふれあいの館」を「学校給食センター」に変更します。 ※なお、令和7年8月～9月に大宇陀野依地区(小付、蟻河原、芝生、半坂、馬取柿、麻生田、内原、口今井、野依、平尾、五津)の自治会長へ説明し、10月に回覧による周知をさせて頂いています。 ○浸水深の記載に誤りがあったため、修正します。	◆新旧対照表P17(改定後)「指定緊急避難場所一覧」中、「宇陀市立学校給食センター(付属棟)」の表記について 「宇陀市立学校給食センター(付属棟)」	◆過去の宇陀市公表資料で「附属棟」という表現を使用されていたことから、実際の建物表記と合わせることで適していると考えます。	
P21	資料編 P27	2 市の災害配備体制に関する資料	2-4 指定避難所		削除	○大宇陀地域の「大宇陀内原体育館」を 指定避難所から削除 する。	○施設の老朽化、耐震基準を満たさないため廃止します。 ※なお、令和7年8月～9月に大宇陀野依地区(小付、蟻河原、芝生、半坂、馬取柿、麻生田、内原、口今井、野依、平尾、五津)の自治会長へ説明し、10月に回覧による周知をさせて頂いています。			
P21	資料編 P27	2 市の災害配備体制に関する資料	2-4 指定避難所		追加	○大宇陀地域の指定避難所に「 宇陀高等学校・大宇陀学舎 」を追加する。	○平成28年6月、榛生昇陽高校及び、大宇陀高等学校と「災害発生時における避難所等としての学校施設利用等に関する協定」を締結しています。これにより、「宇陀高等学校榛原学舎」については、指定避難所として指定しています。 ○しかし、大宇陀学舎については、学校の統合等による大宇陀高等学校校舎の耐震工事等実施により、避難所指定していなかったが、令和4年7月、宇陀高等学校大宇陀学舎として運用が開始され、県教育委員会学校支援課との協議から、今回、大宇陀地域の指定避難所として指定をするものです。			
P24	資料編 P28	2 市の災害配備体制に関する資料	2-5 福祉避難所	(2) 福祉費助所	修正			◆「特別養護老人ホームやまびこ」と「特別養護老人ホーム室生園」の備考欄内容について	◆それぞれ「対策工事予定」と記載があるが、「特別養護老人ホームやまびこ」については、「令和8年3月に着手予定」であり、「特別養護老人ホーム室生園」については、「令和7年10月に工事を完了」している。	◆福祉避難所一覧の備考欄表記を修正させていただきます。
P25	資料編 P31	3 情報収集・通信等に関する資料	3-1 宇陀市防災行政無線配備一覧	[移動系]	修正	○免許番号:近基第10199606号の配置先の名称を「菟田野人権交流センター」から「 宇陀市人権交流センター 」に修正する。	○令和3年4月1日に大規模改修を終え、名称を「菟田野人権交流センター」から「宇陀市人権交流センター」に改正されたため。			
P25	資料編 P46	4 物資等に関する資料	4-3 米穀の買入れ・販売に関する基本要領(抜粋)		変更・修正	○「1 災害救助法米穀の引渡しの体制時整備」を「1 災害救助法米穀の引渡しの体制時整備」に修正する。 ○(1)の本文 ・「政策統括官」を「 農産局長 」へ変更する。 ・「～、被災地等を 交換・補填 管轄する県知事(以下「知事」という。)又は…からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。」において、「 交換・補填 」を 削除 する。	○近畿農政局奈良県拠点地方参事官室より、以下の報告を受けたため、変更・修正するものです。 ・農林水産省組織令の一部改正(令和3年政令第176号)の規定に基づき、令和3年7月1日付で政策統括官は廃止された。 ・「米穀の買入れ・販売に関する基本要領」が令和7年7月31日改正された。			
P27	資料編 P47	4 物資等に関する資料	4-4 災害時米穀供給の連絡先		変更	○名称 近畿農政局奈良県拠点 ⇒「 近畿農政局(奈良県拠点) 」に変更する。	○近畿農政局奈良県拠点地方参事官室より、農林水産省設置法令上では、官署として名称がなく、奈良県駐在のため、名称の表記を変更してほしい旨依頼されたため。			
P27	資料編 P48	4 物資等に関する資料	4-6 市保有車両一覧		削除	○宇陀市人権交流センターの車両(奈良400す8885トヨタ・プロボックス) 削除	○経年劣化により、継続車検不能により廃車した。			
P28	資料編 P60	5 防災関係機関・団体等に関する資料	5-4 奈良県広域消防組合消防本部組織図		変更	【改変前】 ○天理消防署 東出出張所 山添消防署 磯城消防署 → 【改変後】 天理東分署 山添分署 磯城分署 ○大淀消防署 下市消防署 黒滝分署 天川分署 吉野消防署 北山分署 → 【改変後】 大淀消防署 下市分署 黒滝分署 天川分署 吉野分署 北山分署	○奈良県広域消防組合のグランドデザインに基づく磯城分署及び大淀消防署の新庁舎が完成し、各庁舎の運用開始に伴い、令和8年4月1日付、消防署の組織改編が行われるため。			
新旧対象表	防災計画	章	節		区分	修正内容	理由・根拠			

P30	資料編 P62	5 防災関係機関・団体等に関する資料	5-6 防災関係機関連絡窓口	2 指定地方行政機関		変更	○近畿農政局 奈良拠点 ⇒「近畿農政局(奈良県拠点)」に変更する。	○近畿農政局奈良県拠点地方参事官室より、農林水産省設置法令上では、官署として名称がなく、奈良県駐在のため、名称の表記を変更してほしい旨依頼されたため。			
P30	資料編 P62	5 防災関係機関・団体等に関する資料	5-6 防災関係機関連絡窓口	4 指定公共機関		変更	◆「西日本電信電話株式会社奈良支店」⇒「NTT西日本株式会社奈良支店」へ変更します。 ■「0120-116-116」⇒「0120-444-113」へ変更します。	◆親会社である「NTT」の社名変更に伴い、令和7年7月1日付で「西日本電信電話株式会社」は「NTT西日本株式会社」へ車名変更したため。 ■「0120-116-116」は営業所窓口電話であり、応急復旧の窓口は別番号ある「0120-444-113」であるため。			
P31	資料編 P66	6 消防等に関する資料	6-3 宇陀市消防団所有車両	(台数一覧)		修正	○菟田野第1分団のポンプ車両数1台→0台とし、同じく菟田野第1分団の車両合計3台→2台へ修正する。 ○ポンプ自動車の合計を5台→4台へ修正する。 ○消防団所有車両の合計52台→51台へ修正する。	○消防団再編に伴い、菟田野第1分団第1部のポンプ車両(ニッサンサファリ奈良88す5029)が当該分団より市へ返却されたため。	◆消防団の車両台数について 菟田野第1分団のポンプ車両数1台→0台、菟田野第1分団の車両合計3台→2台、消防団所有車両の合計52台→51台へ修正	◆現在の保有台数は？	◆宇陀市消防団の保有台数は、新旧対照表P28、右側の表にありますように、 ・大宇陀 12台(ポンプ自動車1台、積載車11台) ・菟田野 9台(ポンプ自動車1台、積載車 8台) ・榛原 16台(ポンプ自動車1台、積載車15台) ・室生 14台(ポンプ自動車1台、積載車13台) 合計51台に加え、本部車両は3台(指揮車2台、防災学習・災害活動車1台)である。 合計54台保有しています。
P32	資料編 P67	6 消防等に関する資料	6-3 宇陀市消防団所有車両	(宇陀市消防団所有車両一覧)		変更・削除	○【車両更新】菟田野第2分団第1部消防車両「奈良800さ3059」を「奈良832す119」に変更する。 ○【車両更新】榛原第3分団第1部消防車両「奈良800さ1897」を「奈良800す8379」に変更する。 ○【車両廃車】本部軽輸送車「奈良80あ437・ホンダアクティ」、本部指揮広報車「奈良800さ2172・日産ブルーバード」、奈良800さ819・イスズビックホーン」を削除します。 ○本部指揮者「奈良800さ3266・日産テラノ」の配備先を宇陀市役所へ変更する。	○宇陀市消防団組織再編計画に基づき、初年度登録から25年が経過した車両を更新しています。 ○初年度登録から概ね25年を経過し、部品調達が困難となり、車検を受けられない下記3車両を廃車しました。 【本部車両】 ・「奈良80あ437・ホンダアクティ」は23年経過 ・「奈良800さ2172・日産ブルーバード」は25年経過 ・「奈良800さ819・イスズビックホーン」は26年経過 ○本部車両「奈良800さ3266・日産テラノ」については、軽輸送車「奈良80あ437・ホンダアクティ」の廃車に伴い、現場出勤及び作業時の車両として使用するため、本庁舎へ配備先を変更しています。 ※なお、本部3台廃止と「日産テラノ」の保管先を室生地域→宇陀市役所へ変更することについては、宇陀市消防団本部会において協議決定し、了承していただいていることを申し添えます。			
P32	資料編 P92	7 水防・危険箇所等に関する資料	7-8 土砂災害警戒区域指定状況	(1) 宇陀市における土砂災害警戒区域指定及び土砂災害特別警戒区域指定箇所数		修正	急傾斜地の崩壊警戒区域 1,259箇所⇒1,260箇所 内特別箇所 1,232箇所⇒1,233箇所 土石流警戒区域 512箇所⇒514箇所 合計警戒区域 1,794箇所⇒1,797箇所 内特別区域 1,666箇所⇒1,667箇所	○市内土砂災害警戒区域等に係る基礎調査実施に伴う指定数の変更。			
P33	資料編 P106	7 水防・危険箇所等に関する資料	7-13 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設			追加・削除	○「榛原東幼稚園」及び「榛原北保育園」を削除する。 ○「榛原こども園(榛原下井足105-1、0745-97-9066)」を新規追加する。	○「榛原幼稚園」及び「榛原東幼稚園」並びに「榛原北保育園」の統廃合し、「榛原こども園」が令和8年4月1日から運用開始するため、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧を変更します。			
P35	資料編 P139	9 被害等の基準に関する資料	9-11 気象予報の種類及び発表基準			変更	○奈良県の予警報区域区分図の「奈良市」を「奈良市西部」と「奈良市東部」に分割表記した区分図に変更する。	○気象庁・奈良地方気象台より、令和6年12月、以下の報道発表されたため変更するものです。 ・奈良市を対象とする土砂災害警戒情報について、同市のよりの確な防災対応に資するため、令和7年3月13日(木)13時から、その警戒対象地域を「奈良市西部」と「奈良市東部」に分割します。			
P37	資料編 P177	11 協定	11-6 宇陀市締結協定一覧			追加	○三井住友海上株式会社との「損害調査結果の提供及び利用に関する協定」(令和7年10月10日締結) ○SKYとりむち合同会社との「災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定」(令和7年5月8日締結) ○宇陀化成工業株式会社との「災害時における災害復旧オープンスペースに関する協定」及び「災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定」(令和8年1月30日締結) 以上、3社と新規協定の締結分を追加します。	○災害時における支援などの協定を新たに締結したため追加します。			